

国民健康保険税のお知らせ

市は平成21年度国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に郵送します。
 なお、今年度から国民健康保険税の税率などが変わりました。

税率などが変わりました

区分	◎医療給付費分		◎介護納付金分		◎後期高齢者医療支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
①所得割	9.5%→9.0% に改正	世帯の所得 (平成20年分) ×9.0%	2.5%	40歳以上65歳未満の方 の所得(平成20年分) ×2.5%	1.8%	世帯の所得 (平成20年分) ×1.8%
②均等割	2万8,000円→2万7,000円 に改正	世帯の加入者数 ×2万7,000円	5,200円	40歳以上65歳未満の方 の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数 ×3,800円
③平等割	3万円→2万9,000円 に改正	1世帯当たりの 定額	5,800円	40歳以上65歳未満の方 がいる1世帯当たりの 定額	4,000円	1世帯当たりの 定額
④合計	①+②+③=④ 1年間の医療給付費分		①+②+③=④ 1年間の介護納付金分		①+②+③=④ 1年間の後期高齢者 医療支援金等分	
	限度額	45万円	限度額	9万円→10万円に改正	限度額	12万円

※医療給付費分④、介護納付金分④、後期高齢者医療支援金等分④の合計額が1年間の国民健康保険税額となります。

国民健康保険税の納め方

国民健康保険税は、普通徴収(納付書または口座振替による納付)または特別徴収(年金からの天引き)で納めていただきます。

なお、年金からの天引きとなった場合でも、申し出により口座振替に変更できます。

すでに年金から天引きされている世帯	☆これから年金からお支払いいただきます。 ※ただし、納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
まだ年金から天引きされていない世帯	①天引きの対象となる年金の受給年額が18万円未満の方 ②介護保険料との合計額が、天引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方 ③世帯主が国民健康保険に加入していない世帯 ④65歳未満の国民健康保険加入者がいる世帯 ⑤世帯主が年度内に75歳になる世帯 ☆納付書または口座振替で納めていただきます。 ⑥4月1日までに世帯主が65歳になった世帯で、上記①～⑤に該当しない場合 ☆9月末納期(第4期)分までの保険税は、納付書または口座振替で納めていただき、それ以降は10月(偶数月)に支給される年金から天引きが始まります。 ※ただし、納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
上記以外の世帯 (4月2日以降に国民健康保険に加入した世帯など)	☆年金からの天引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。 ※加入時期などにより、年金からの天引きの開始時期が異なります。

◎保険税の特別徴収の額について

<既に特別徴収となっている場合>

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
本年度税額が決定する前は、仮算定された税額(前年度2月と同額)を徴収します。			税額決定後、年間の保険税から仮徴収分を差し引いた額を徴収します。		

<年度途中から特別徴収を開始する場合(10月から開始の例)>

普通徴収				特別徴収(本徴収)		
1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)	10月	12月	2月
年間保険税額のおおむね半額を4回に分けて従前どおり、納付書または口座振替で徴収します。				残りの半額を年金から徴収します。		

問い合わせ 国保・医療給付グループ (☎851771)